

久留米市電子入札運用基準

令和3年3月1日

2契第1356号

(趣旨)

第1条 この運用基準は、久留米市及び久留米市企業局（以下「発注者」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託に関する入札手続を電子入札システムにより行う場合において、適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 発注者が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体による入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 入札金額積算内訳書 入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにしたもの（以下「内訳書」という。）をいう。
- (6) 電子くじ くじ番号を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。
- (7) 入札情報公開システム 発注情報及び入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (8) ヘルプデスク 電子入札システムに関し、入札参加者からの利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応するために設置する窓口をいう。

(運用時間)

第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、久留米市の休日定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）を除き、次の時間帯とする。

- (1) 電子入札システム
発注者 8時30分から21時00分
入札参加者 8時30分から20時00分
- (2) 入札情報公開システム
発注者 8時30分から21時00分
入札参加者 6時00分から23時00分

2 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除き、9時00分から17時30分とする。ただし、12時00分から13時00分を除く。

(電子入札システム利用者)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市契約事務規則(昭和50年4月1日久留米市規則第9号)第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿)(以下、「名簿」という。)に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 共同企業体(以下「JV」という。)を対象とする入札案件において、電子入札システムにより入札を行う者はJVの代表会社とする。

(利用者登録)

第5条 電子入札を行う者は、市の電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 前項の利用者登録に用いるICカードは名簿に登載された会社の商号、住所、代表者(入札参加資格申請時に年間委任状が提出されている場合は名簿に登載された受任者のものを指す。)の名義で取得したものでなくてはならない。

3 入札参加者は、前項のICカードに登録された情報に変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、再度の利用者登録を行わなければならない。

4 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(対象)

第6条 電子入札の対象は、発注者が電子入札で行う旨を入札公告等で指定した案件(以下「電子入札案件」という。)とする。

2 発注者は、当該電子入札案件が、地方自治法施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)による場合は、「調達案件概要」の「条件」の欄に「本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。」と記載する。

3 公告日以降において、案件登録情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う。

4 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、本市公式ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(入札書等の取扱い)

第7条 発注者は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書(第1号様式)が提出され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

- (1) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の変更によるＩＣカードの再取得手続き中の場合
 - (2) ＩＣカードの失効、閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
 - (3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない等、その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 入札参加者は、内訳書等の入札参加必要書類（以下「入札参加必要書類」という。）の提出を求められた場合については、マイクロソフト社のワード又はエクセル若しくはアドビシステムズ社のアクトバット（PDF作成ツール）により作成し、提出しなければならない。ただし、発注者が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。
- 3 紙入札業者は、紙入札用入札書（第2号様式。以下「紙入札書」という。）及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等記載の入札書受付締切日（以下「締切日」という。）の17時15分までに、契約課に提出しなければならない。ただし、締切日の17時15分以降に発生した、パソコン端末、通信回線等の障害等、やむを得ない事情があると認められる場合は締切日翌日の9時まで提出することができる。
- 4 紙入札業者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。
- 5 発注者は、第3項の封筒に、受付をした日時を記入するものとする。
- 6 入札参加者が入札を辞退する場合は、開札までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

（開札）

第8条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札をした者がいる場合は、発注者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

（電子くじ）

第9条 発注者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、総合評価方式については、この限りでない。

- 2 電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字
- (2) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序

- 3 紙入札業者の応札順序は、電子入札による入札参加者の後とし、紙入札業者が複数ある場合は受付日時順とする。

4 前3項に基づく電子くじの手続を行わない場合には、別途発注者が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定する。

(入札執行回数)

第10条 電子入札において、入札執行回数は1回とする。

(入札の無効)

第11条 電子入札による場合には、久留米市契約事務規則（以下「規則」という。）第12条第1項各号の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (3) その他不正の目的をもってICカードを使用した場合

(障害時の対応)

第12条 発注者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止等必要な処置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、本市公式ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(その他)

第13条 この運用基準に定めのない事項については、発注者が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この運用基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

紙入札方式参加届出書

年 月 日

殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記案件について、久留米市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出いたします。

記

1 案件名

2 電子入札での入札参加ができない理由

(1) 電子証明書（ICカード）の取得手続き中（取得申請書の写しを添付してください。）

- 新規取得
- 登録内容変更のため再取得
- 失効、閉塞、破損、盗難のため再取得

(2) その他

パソコン端末、通信回線等の障害（具体的な現象を記入してください。）

[]

その他（具体的に記入してください。）

[]

第2号様式

入札番号
—

入札書

殿

入札金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

工事名 _____

工事場所 _____

電子くじ入力番号

--	--	--

図面、仕様書、契約条項その他久留米市が示した競争入札の参加条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印